

〇〇合唱グループ 会則

第1条 名称

本会の名称を「〇〇合唱グループ」と称す。

第2条 目的

本会は合唱の技術の向上と、合唱を通して会員相互の親睦を深めることや地域貢献を行うことを目的として活動する。

第3条 活動内容

- 1、ひと月に2回、〇〇公民館で実施する。
- 2、地域の行事等に積極的に参加し実演する。

第4条 会費

入会費 300円

月会費 2,500円

*公民館部屋使用料は別途徴収する。

*納付済会費は返戻しない。

第5条 指導者

本会は指導者1名と助手1名を置く。

指導者及び助手の謝礼金は次のとおりとする。

指導者 1日 11,000円

助手 1日 5,000円

第6条 役員

本会は次の役員と会計監査を置き、会員の互選とする。

任期は1年とし再選を妨げない

会長 1名

副会長 1名

会計 1名

第7条 総会

総会は年1回開催する。また、次の事項について議決を得なければならない。

総会の成立には会員数の1/2以上の出席を要する。

- 1、決算承認に関する事。
- 2、会則の変更に関する事。
- 3、役員の内選に関する事。
- 4、その他必要事項。

第8条 議事録

総会の議事については、議事録を作成する。

第9条 会計期間

本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

付則

この会則は令和XX年4月1日より実施する。